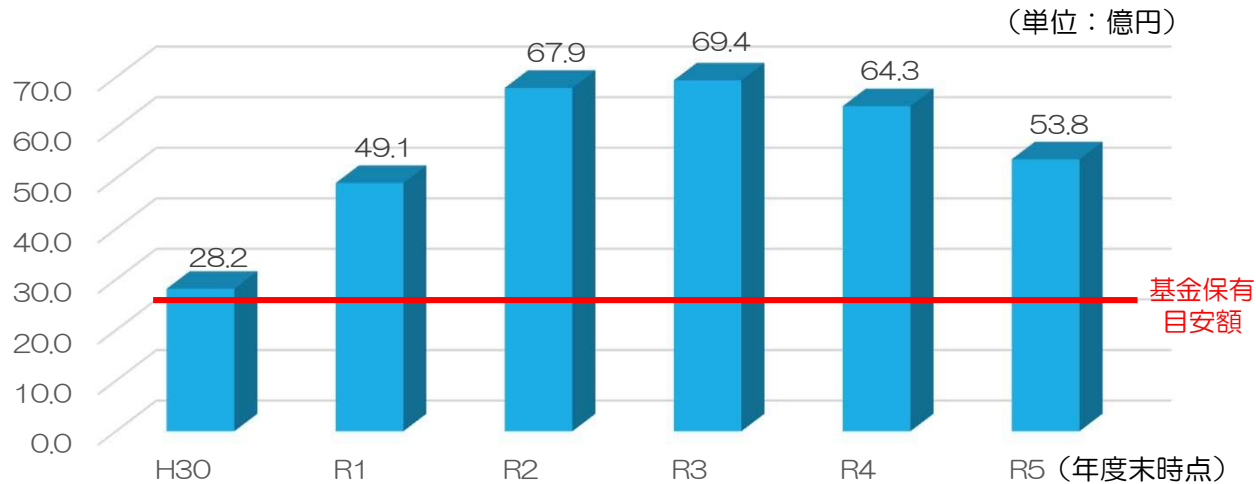


国民健康保険支払準備基金について



	H30	R元	R2	R3	R4	R5
前年度末残高	44.5	28.2	49.1	67.9	69.4	64.3
基金積立	8.4	20.8	28.9	18.5	1.1	5.3
国保会計繰入	24.6	0	10.1	17.1	6.3	15.8
当年度末残高	28.2	49.1	67.9	69.4	64.3	53.8

※四捨五入しているため、差引額が一致しない場合がある。

これまでの基金の主なトピック

令和元年度

都道府県単位化を受け、札幌市国保基金の活用方針を決定(次ページ参照)

令和3年度

コロナ禍による収入低下を考慮し、基金10億円を投入して保険料を抑制

令和5年度

物価高騰対策として、基金10億円を投入して保険料を抑制

令和6年度

R5基金投入の揺り戻し緩和のため、基金4億円を投入して保険料を抑制

これまでの
おさらい①

国民健康保険支払準備基金とは

- 基金とは、毎年の国保会計の黒字分（余剰金）を積み立てているもの。いわば「札幌市コクホの貯金」。
- 札幌市基金条例第8条第3項に国保基金の用途について規定されている。
 - ①国民健康保険事業に要する経費に充てる財源に不足を生じた場合。
 - ②国民健康保険事業の円滑な運営に必要な場合において、予算で定めるとき。

R元運協で取り決めた基金の取扱方針

① 最後の安全弁として「一定のストックの目安」を決めておく必要がある。

- ストック額は多すぎても少なすぎてもよくないが、特に国や道の規定はない。ちなみに札幌市国保の財源規模の1%は20億円。
- 「予定外の収入不足」として想定されるものは、保険料収入が予想外に落ち込み減収となるケース（収納率▲1%で▲約3億円）。他都市の例では、大震災直後に数十億円規模の減収になった街も。
- 「予定外の支出」として想定されるものは、国庫支出金等返還。過去実績からすると、1回あたり数億円程度に達することもある。

R元基金の取扱方針①

- 基金にストックする額は、当面、様々な事態に対応可能と思われる20億円を適正規模とした。

今回の協議ポイント

- 適正規模は数年ごとに検証することを想定した。

これまでの おさらい②

② 基金を有効活用するにあたり、「使途」の範囲を決めておく必要がある。

- 際限のない使途拡大を自制するためにも、あらかじめ「使い道の大枠」を定めておくことが望ましい。
- 毎年の基金の積立額は、毎年の決算余剰金をはっきりするまでわからない。
つまり、定額的な積立を見込むことができない。
- 残高をコントロールできないことから、恒常的・定期的な定額投資のような使い方はなじまない。

R元基金の取扱方針②

- 基金の使途は、被保険者全体の利益にかなうものとして、当面、次の3つを設定する。

今回の協議ポイント

- 使途を追加・変更したいときは、その都度、運営協議会で協議することとした。

使途①

制度変更等への対応が必要な場合

制度変更によって被保険者へ過重な影響がある場合や、予定外の国補助金の減額があった場合等の影響緩和策などを想定。

使途②

重点的な取組が必要な場合

喫緊かつ重大な運営課題について重点的な取組が必要な場合を想定。

使途③

その他やむを得ない事情がある場合

震災や世界的不況が発生したときの緊急対応などを想定。

これまでの
おさらい③

R5運協で示した今後の基金残高の見通し

OR5運協において、今後の基金残高の推移を試算。20億円を保持したまま「4億円は活用可能」とした。

○この試算の際、単年度収支の黒字・赤字は予測が難しいため、新たな積み増しは「ゼロ」と仮定。

○活用可能と判断した4億円は、R5保険料からの上昇を抑制するためR6予算で投入。この際、複数の委員より「その使い方は、基金の活用方針に合致しないのではないか」という意見もあった。

R5第3回国保運営協議会資料より抜粋

【積算】

$$48.5\text{億円 (R5決算予定額(A))} - 20.0\text{億円 (R11末ストック額)} - 2.1\text{億円 (激変緩和対策以外のR6取り崩し額)} - 22.5\text{億円 (北海道の基金への積み増し(B))} \\ = 3.9\text{億円} \approx \boxed{4\text{億円}} \quad \text{激変緩和対策として活用できる額}$$

【基金の推移】

(億円)

	R4決算	R5決算予定	R6予算	R7予定	R8予定	R9予定	R10予定	R11予定
期首(A)	69.4	64.3	48.5	42.4	37.9	33.4	28.9	24.4
活用(B)	6.2	15.8	6.1	⑧ 4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
年度末の積立(C)	1.1	-	-	-	-	-	-	-
期末(A-B+C)	64.3	④ 48.5	42.4	37.9	33.4	28.9	24.4	19.9

激変緩和対策の投入4億円

今回の協議ポイント

OR5試算と異なり、実際のR6期首残高は約4億円増となった。

- ・R5試算時の見込 = 48.5億円
- ・実際の基金残高 = 53.8億円

○毎年の収支見込が困難なことに変わりはないが、今後も活用可能な額は増えていく可能性がある。

OR5運協での議論も踏まえると、現在の活用方針は再検討する余地があるのではないか。

北海道が示した「市町村基金の取り扱い」

○北海道では、R12までに、全道どこに住んでいても同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料負担となる保険料率の統一に向けて取組を進めている。

○R12以降の市町村基金の取り扱いについて、R6.8.23開催の「北海道国民健康保険市町村連携会議」において、北海道の考え方（案）が示された。

道の考え方① 保有残高

万一の収入不足（赤字）に備え、市町村基金の保有目安額は「各市町村の事業費納付金の5%程度」が適切。

札幌市の場合で計算すると、
事業費納付金約480億円
×5%=24億円

道の考え方② R12以降の基金の用途

万一のときの赤字補てん財源、市町村独自の保健事業の財源、国庫支出金等返還などに限定。

札幌市がやってきたような基金を活用した独自の保険料引き下げはできなくなる

道の考え方③ 全道の保険料率の引き下げに活用しようとする場合

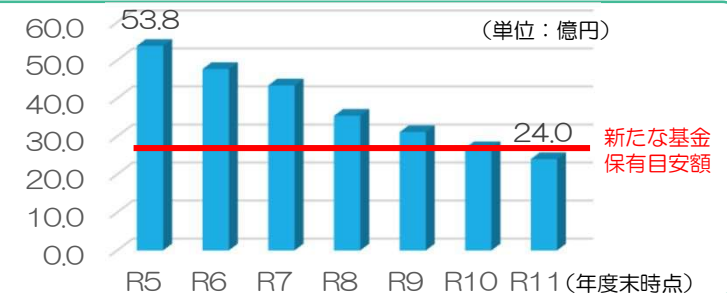
市町村ごとの納付金シェアに応じた額を北海道へ引き上げ、全道の保険料率の引き下げ財源とすることを検討する。

基金はその街で積み上げた貯金といえるが、その街の市民のために直接使えず、道民全体のために使われる

本日の協議事項

① R11年度末の基金保有目安額を24億円と定めたい

- 今般、北海道から初めて具体的な保有残高の目安（＝R12以降の残高の目安）が示された。
- R12以降、道は、各市町村が目安額を確保している前提で各種検討を進めると思われ、道の考え方に沿った運用が望ましい。



② R7～R11までの活用を視野に、新たに基金の用途を追加してはどうか？

- 今後も残高が増える可能性は高いが、仮に温存してもR12以降は用途が限定される。R7～R11の5年間は制限がないため、この間は24億円を超える額を有効活用することとしたい。
- 活用できる額は毎年の収支に左右されるほか、条件を定めない用途拡大は恣意的運用・拡大解釈に陥る恐れも。
また、いずれ全道でサービス水準が統一されることを踏まえると、統一化に逆行するような使い方は自重すべき。
- そこで、新たな用途は「都道府県単位化の方向性に合致し、かつ被保険者の利益につながる場合」とし、具体的な適否はその都度、運協で事前審議することとしてはどうか。

用途① 制度変更等への対応が必要な場合

用途② 重点的な取組が必要な場合

用途③ その他やむを得ない事情がある場合



New!!

用途④ 都道府県単位化の方向性に合致し、かつ被保険者の利益につながる場合